

農地を所有できる法人の要件の見直し（平成28年4月1日施行）

- 農地を所有できる法人の要件について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から見直しを行う（平成28年4月1日施行）
- また、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、要件を満たす法人の呼称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更

議決権・構成員要件

改正前

- 農業関係者以外の者が総議決権の4分の1以下
- 農業関係者以外の者は、関連事業者（法人と継続的取引関係を有する者等）に限定

6次産業化など経営発展を目指す場合、
資本増強の必要性が発生

見直し後

- 農業関係者以外の者の総議決権が2分の1未満
- 農業関係者以外の者の構成員要件を撤廃
（法人と継続的取引関係がない者も構成員となることが可能）

役員要件

改正前

- ① 役員のうち、その過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること
- ② さらに、その過半が農作業に従事

6次産業化により販売・加工等のウェイトを高めると、農作業に従事する役員シェアは下がらざるを得ない

見直し後

- ① 役員のうち、その過半が農業（販売・加工を含む）の常時従事者であること〔改正前と同じ〕
- ② 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事